

多様性に満ちた社会づくりに関する相談窓口

差別等相談窓口

差別等に関する相談に応じます。
 秘密厳守、無料で対応いたします。

- 相談方法 電話、ウェブ(下記URL参照)、
 面接(あきた未来戦略課相談室、要予約)
- 相談時間 月曜～金曜
 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)
- 電話 070-4106-4564(担当者直通)

個別相談窓口

●差別等の種類ごとの、主な相談窓口は次のとおりです。

差別の事由等	個別相談窓口	TEL
性別	秋田県中央男女共同参画センター(ハーモニー相談室)	018-836-7846
障害	障害者110番	018-863-1290
新型コロナウイルス感染症	みんなの人権110番(全国人権相談ダイヤル)	0570-003-110
性的指向、性自認等	秋田県中央男女共同参画センター(ハーモニー相談室)	018-836-7846
外国人	秋田県外国人相談センター	018-884-7050
高齢者	秋田県高齢者総合相談・生活支援センター	018-824-4165
犯罪被害者等	犯罪被害者等支援総合的対応窓口	018-860-1522
犯罪をした人等	みんなの人権110番(全国人権相談ダイヤル)	0570-003-110
職場におけるハラスメント	秋田労働局 雇用環境・均等室	018-862-6684
	雇用労働政策課 労働相談	018-860-2334
	秋田県労働委員会 あっせんの事前相談	018-860-3284
カスタマーハラスメント	秋田労働局 雇用環境・均等室	018-862-6684
	雇用労働政策課 労働相談	018-860-2334
いじめ	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
	すこやか電話	0120-377-804

●相談窓口は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」でご覧ください。

詳しくはこちらから

秋田県 63100

検索

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63100>



あきたパートナーシップ宣誓証明制度申請窓口

●性的指向が必ずしも異性愛のみでない方又は性自認が出生時に決定された性別と異なる方等が互いをパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した場合に、県として公に証明する制度です。

- 受付窓口 秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
- 電話 018-860-1555
- 受付窓口は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」でご覧ください。

詳しくはこちらから

秋田県 63250

検索

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63250>



秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 TEL 018-860-1232 FAX 018-860-3870

©2015 秋田県だっチャ R03106



多様性に満ちた社会づくりに向けて



秋田県は、「多様性に満ちた社会づくり基本条例」を制定し、県民が安心して暮らすことができ、かつ、寛容で持続的に発展することができる社会を目指します。

秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例

- 多様性に満ちた社会づくりとは、あらゆる差別の解消を図り、全ての県民が、個性を尊重し合いながら、多様な文化や価値観を受け入れ、互いに支え合う社会の形成を図ることをいいます。
- 条例は、基本理念や県、県民及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本的な事項を定めるものです。また、行動規範・基本理念として様々な理由による差別や優越的な関係を背景とした不当な要求等をしてはならないことを定めています。

(差別等の禁止)

- 第三条 何人も、他人に対して、人種、信条、性別、性的指向(恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。)、性自認(自己の性別についての認識をいう。)、社会的身分、門地、職業、年齢、心身の機能の障害、病歴その他の事由を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 2 何人も、他人に対して、優越的な関係を背景として、不当な要求をすることその他の不当な行為をしてはならない。

●全文は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」でご覧ください。

詳しくはこちらから

秋田県 63094

検索

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63094>



秋田県

多様性に満ちた社会づくりに関する指針

- 基本条例第9条の規定に基づき、多様性に満ちた社会づくりに関する施策の総合的な推進を図るために策定するものです。
- 差別等の具体的な事例や判断するための目安を示し、理解を深めていただくとともに、県が実施する差別の解消等に関する具体的な施策を示すことを目的としています。
- 全文は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」でご覧になれます。

詳しくはこちらから

秋田県 63094

検索

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63094>



このような行為に傷ついた、
というたくさんの声をいただ
いています。

知らず知らずのうちに、人
を傷つけていないか、自己
チェックしてみましょう。

障害を理由とするもの

- レストランで、障害があることを理由に来店を拒まれた。
- 合理的な理由がなく障害があるだけで、アパートの契約や就職を拒否された。
- 障害のある子どもが公園で「他の子に迷惑をかけるから来ないでほしい」と言われた。
- 「視覚や聴覚に障害がある人は参加できない」と会議への参加を一方的に断られた。

がん等の疾病を理由とするもの

- 治療のための長期休暇や短時間勤務の制度がないことや、業務遂行に支障があるとの理由から、退職を促された。
- 治療が一旦終了して再就職をしようとした人が、定期的な経過観察が必要であることや体力的な制約等から就職を断られた。

外国人に対するもの

- 外国人であることで「〇〇人は出て行け」、「祖国に帰れ」などと言われた。
- 外国人であることを理由として、アパートの契約を断られた。
- 日本語に困らないにもかかわらず、インターンシップの受入れを拒まれた。
- 外国人技能実習生であるが、周囲に話しかけられることがなく、冷たく無視されている。

性別を理由とするもの

- 「家事や子育ては、女性がするべきものだ」と言われた。
- 管理職は、男性がなるものとして、女性の管理職がない。
- 理由のない男女別名簿が作成されている。

感染症の患者及び医療・介護従事者等に対するもの

- クラスターが発生した事業所等が、SNS上で「テロリスト」などと非難された。
- 患者のいる家庭の情報を地域に広げられ、事実上の村八分となった。
- 県外ナンバー車に乗っていることで嫌がらせを受けた。
- ワクチン接種を強要され、拒んだら不利益な取扱いをされた。
- 病院で働いていることで、「スーパーで買い物をするな」と言われた。
- 家族が医療従事者であるため、普段と異なる同僚と離れた部屋で勤務させられた。

性的指向、性自認等を理由とするもの

- 性的指向が同性であることを公表したところ、同僚から「気持ち悪い」と言われた。
- 性自認が戸籍上の性別と異なることで「男らしくない」、「女らしくない」と言われた。
- 性的指向が同性であることを、同意なく周囲に言いふらされた(アウティング)。

年齢を理由とするもの

- 高齢者が店でカード払いにまごついていたら、「現金で払え」と他の客にせかされた。
- 高齢であることのみを理由に、アパートの契約や就職を拒まれた。
- 町内会の行事に行ったところ「年寄りはお客にいい」と言われた。
- 高齢運転者標識(高齢者マーク)を付けた車に乗っていたら、速く走るようあおられた。
- 子どもや若年者であることで「子どものくせに」、「若いくせに」と言われた。

犯罪被害者等に対するもの

- 犯罪の被害に遭ったことを、噂話として近所に広められた。
- 被害者の家族が近所の人から「お前たちが悪い。警察が来て迷惑だ」と言われた。

ハラスメント

カスタマーハラスメント

- 顧客や取引先等から、次のようなことをされた。
 - 土下座の強要
 - 長時間にわたる謝罪の要求
 - 大声での威嚇・暴言
 - 人格を傷つける発言
 - 一方的で不当な要求の執ような繰り返し

パワーハラスメント

- 上司から「バカ」、「アホ」等周りの職員も不快に思うような罵声や「辞めてしまえ」等の指導を超えた叱責をされた。

セクシャルハラスメント

- 同僚から「結婚しないのか」、「子どもはつくらぬのか」と執ように尋ねられた。

妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント等

- 産前休業や育児休業の相談を上司に話したら、「休むなら辞めてもらおう」と言われた。

犯罪をした人等に対するもの

- 「〇〇さんは、前科者だ」と近所の人に噂され、日常生活が困難な状況となった。
- 「犯罪をした人の子だから遊ばせられない」と他の子どもの親に言われた。

いじめ

- 「死ね」、「気持ち悪い」といった悪口や容姿を冷やかすあだ名などと言われた。
- SNSやオンラインゲーム上で悪口を書かれたり、無断で写真や動画を掲載された。
- オンラインゲームで課金が必要なアイテムの購入を強要された。
- 仲間はずれにしたり、話し合いの際にいない者のように扱われた。
- お金や私物を盗まれたり、隠されたり、汚された。
- 偶然を装ってボールをぶつけられたり、ふざけ半分で頭髪をはさみで切られた。
- 恥ずかしいことや、危険なことをさせられた。

人を傷つけないために、このような視点で考えてみましょう。

- その行為を受ける側となった場合に、許せるものか。
- 相手が嫌がる行為でないか、心身に悪影響を及ぼす行為でないか。
- 行為の理由となる事由は、その相手の自らの意思で容易に変えられるものであるか。
- 行為の相手だけでなく、周囲の人や社会に悪影響がないか。
- どのような社会的評価が得られる行為であるか。
- 合理的な行為として、多くの人が納得を得られる行為であるか。



その他注意が必要なこと

- 性別を限定した求人が認められる事例や直ちに実施できないバリアフリーなど、合理的な取扱い上の違い等といわれる差別の例外となるものがあります。
- 差別の解消を求める際は、相手が意図せずに差別を行っていることも想定しながら、威圧的・暴力的にならないよう、冷静な姿勢で話し合う必要があります。
- 歴史的・文化的背景から、宗教、祭事、民族の習慣等は、行う人にとって変えがたい場合があり、背景や意味合いを把握し、相手を尊重して議論を進めるなどの対応が必要です。
- 差別を行った側にも、過ぎてきた社会的状況や教育内容の変化など、本人の責任だけではない事情等がありますので、非難するのではなく、互いに理解促進を図っていくことが大切です。

